

提案募集方式データベースの活用について

参考資料 2

- 提案募集方式データベースでは、これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理することにより、それぞれの提案状況を簡易検索できるシステムを構築
- この取組により、自治体関係者が提案を検討する際に、速やかな情報検索等の面から支援

過去3年分の提案のデータベース化

【提案募集方式データベースで検索できる情報】

- 1 年度や分野別にこれまでの提案を検索することができます
- 2 1と合わせて、提案団体や所管・関係府省庁、法令別にも検索することができます
- 3 提案毎の調整結果（閣議決定における記載内容）を検索することができます

（ご参考）提案募集方式データベースの一例

ファイルを開き、下図（例）の通りフィルター機能を活用することにより、提案に関する必要情報を簡単に引き出すことができます

| (例) 年度 | 年度別管理番号 | 提案分野 | 提案団体の属性(都道府県/市町村) | 提案団体 | 所管・関係府省庁 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|--------|---------|-------|-------------------|------|----------|--------|---|-----------------------------------|--|--|--|
| 27年 | 189 | 医療・福祉 | 中核市 | 宇都宮市 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31、第51条の32、第51条の33 | 指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等 | 指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの | 【支障事例】 指定一般相談支援事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。 | 5【厚生労働省】 (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(51条の2から51条の4、51条の31から51条の33)に係る事務・権限については、平成27年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

フィルター機能をクリック

【3つの活用指針】

- 1 **アーカイブ**(積み重ね):
提案募集方式のこれまでの「歴史」を知る
- 2 **ユーティリティ**(公益性):
誰でも、気軽に、便利に使える
- 3 **ポテンシャル**(発展性):
ユーザー自らが発展させる

提案募集方式データベースのさまざまな活用例

【ケース1】 住民の立場から、地域の提案を調べたい

○ 「提案団体」 「年度」 のフィルターで抽出する

【動作①】 提案団体のフィルターをクリックし、検索ボックスに「釧路市」と入力



【動作②】 次に、年度のフィルターをクリックし、リストから「27年」のみをチェック

1,500件を超える提案から下記の1件を抽出します

| 年度 | 年度別管理番号 | 提案分野 | 提案団体の属性 (都道府県/市町村) | 提案団体 | 所管・関係府省庁 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 |
|-----|---------|-------|-----------------------|------|----------|--------------|---|----------------------------------|--|---|--|
| 27年 | 178 | 医療・福祉 | 一般市 | 釧路市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項第2号イ | 障害者総合支援法に係る基準該当事業所の登録認可事務の改正について | 地域のサービス供給状況を考慮して基準該当事業所の登録を判断することが現行制度の原則であるが、基準該当事業所の登録は、所在市町村で登録を行い、支給決定市町村で、サービス等利用計画により、地域のサービスの状況及び必要性等を判断し支給決定を行うことができないか。 | <p>【制度の概要】</p> <p>基準該当事業所は、都道府県条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち、その基準を満たすことが要件となっており、その認定・登録については、現行制度では、基準該当事業所が所在している市町村ではなく、障がい者が基準該当事業所を利用することを決定した市町村が行うこととなっている。</p> <p>このため、所在市町村以外の利用者を多数受入れている基準該当事業所は、それぞれの市町村に対し、登録申請を行っている現状である。</p> <p>釧路市基準該当事業所 3か所 平均利用者数36人 認可市町村 13市町村(3事業所平均)</p> <p>【障害事例】</p> <p>現在、登録申請を受ける所在市町村以外の市町村は、都道府県条例の基準に基づき、申請書類等の審査を行った上、登録を行っているが、基準該当事業所の状況や内容を現地で把握できる状況ではなく、指導監査等も難しい現状である。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>以上のことから、基準該当事業所の状況を現地で把握することができる所在市町村で一括登録を行い、利用市町村と情報共有の上、各支給決定障がい者が利用できるように、制度の改正を希望する。</p> | <p>6【厚生労働省】</p> <p>(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(iii) 支給決定障害者等が基準該当事業所で基準該当障害福祉サービスを受けた場合における特別介護給付費等の支給(30条1項2号イ)に関して市町村が行う基準該当事業所の認定及び登録の手續については、法令上の定めはなく、支給決定障害者等が居住する市町村のみならず基準該当事業所が所在する市町村も行うことが可能であることを、市町村に平成27年度中に周知する。</p> |

提案募集方式データベースのさまざまな活用例

【ケース2】中核市職員の立場から、福祉の提案を調べたい



○ 「提案分野」 「提案団体の属性」 のフィルターで抽出する

【動作①】 提案分野のフィルターをクリックし、リストから「医療・福祉」のみをチェック

【動作②】 次に、所管・関係府省庁のフィルターをクリックし、リストから「厚生労働省」のみをチェック

【動作③】 最後に、提案団体の属性フィルターをクリックし、リストから「中核市」のみをチェック

1,500件を超える提案から下記の1件を抽出します

| 年度 | 年度別管理番号 | 提案分野 | 提案団体の属性 (都道府県/市町村) | 提案団体 | 所管・関係府省庁 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 |
|-----|---------|-------|-----------------------|------|----------|--------|---|-----------------------------------|--|--|---|
| 27年 | 189 | 医療・福祉 | 中核市 | 宇都宮市 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31、第51条の32、第51条の33 | 指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等 | 指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの | 【支障事例】 指定一般相談支援事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。 | 5【厚生労働省】 (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(51条の2から51条の4、51条の31から51条の33)に係る事務・権限については、平成27年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

提案募集方式データベースのさまざまな活用例

【ケース3】事業者の立場から、規制緩和の提案を調べたい

○ 「年度」 「提案区分」 「提案団体」 のフィルターで抽出する



【動作①】 年度のフィルターをクリックし、リストから「27年」のみをチェック

【動作②】 次に提案区分のフィルターをクリックし、リストから「地方に対する規制緩和」のみをチェック

【動作③】 最後に、提案団体のフィルターをクリックし、検索ボックスに「三豊市」と入力

1,500件を超える提案から下記の1件を抽出します

| 年度 | 年度別管理番号 | 提案分野 | 提案団体の属性 (都道府県/市町村) | 提案団体 | 所管・関係府庁 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 |
|-----|---------|-------|-----------------------|------|---------|--------------|--|-----------------|--|---|---|
| 27年 | 197 | 医療・福祉 | 一般市 | 三豊市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第11条 | 障害支援区分の医師意見書の緩和 | 市町村が障害支援区分を認定する際に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第11条の規定により、医師意見書が必要とされている。これを、知的障害者の支援区分更新の際には、利用者の負担軽減の観点から医師意見書の提出義務を廃止し、障害年金の申請・更新時の診断書や県の療育手帳発行・更新時の判定結果を活用し、認定調査員による調査内容と総合的に判断して支援区分を認定できるようにすることを求める。 | <p>【具体的な支障事例】</p> <p>障害者の中でも、身体障害者及び精神障害者の方は医療機関への通院を定期的または随時行っている方がほとんどであるが、知的障害者の方は比較的健康的で通院もされていない方が多い。利用者(障害者)が、医師意見書を記入してもらったにもかかわらず医療機関を受診しても、医療機関によっては1、2回の受診では意見書を書いてもらえない場合がある。それによって、障害支援区分の認定に長期間を要し、サービスの利用が遅れてしまうといった支障が生じている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>地方の医療機関では、常勤の医師がいなくても多く、利用者(障害者)が医療機関に予約をとり受診したにも関わらず、派遣された医師のため意見書を書けないと断られるケースがある。また、精神科のある医療機関の数が少ないため、遠くまで足を運ぶケースや、精神科以外の医師を受診するケースもあり、利用者負担が生じている。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>医師意見書の代替として、障害年金の申請・更新時の診断書や県の療育手帳発行・更新時の判定結果を活用し、認定調査員による調査内容と総合的に判断することで、障害支援区分認定の正確性を担保できる。</p> <p>また、医師意見書を不要とする場合を、支援区分の更新時において、利用者が医師意見書の記載を希望しない場合に限ることで、利用者の権利も守ることができる。</p> | <p>6【厚生労働省】</p> <p>(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(ii) 障害支援区分の認定(21条)については、認定に当たって必要となる医師意見書の作成に当たる医師を確保するため、都道府県が実施する主治医研修に対して引き続き支援を行うとともに、当該研修がより多くの都道府県において実施されるよう促すため、研修の取組事例を都道府県に平成28年中に周知する。</p> |

現行規定で対応可能であることについて通知等を行うこととした事項のデータベース化

土地利用(農地除く)

農業・農地

医療・福祉

【ポイント】

- ・「医療・福祉」や「環境・衛生」といった提案募集の分野ごとに整理します。
- ・法律等は、法律番号順に記載します。
- ・対応方針は、全文を記載します。
- ・「措置状況」をワンクリックで該当の通知等が見られます。
- ・提案内容を知りたい方のために個票の管理番号も参照先URLとともに掲載します。

■義務付け・枠付けの見直し等

| 法律等 | 所管府省 | 対応方針における記載箇所(年、番号) | | 対応方針の内容 | 措置状況 | 担当課 | 管理番号 | |
|--------------------|------|--------------------|-----|---------|--|---------------------------|------|---|
| | | 年 | 番号 | | | | | |
| 〇〇法 (昭〇法 〇〇) | 〇〇省 | H27 | (1) | | 〇「 〇〇〇〇について 」(平成〇年〇月〇日付事務連絡) | 〇〇省〇〇局〇〇課 Tel 03-〇〇-〇〇 | H27 | 〇 |
| | 〇〇省 | H27 | (5) | | | | | |
| 〇〇法 (平〇法 〇〇) | 〇〇省 | HO | 〇 | | | 〇〇局〇〇課Tel 03-〇〇-〇〇 | HO | 〇 |

教育・文化

環境・衛生

産業振興

⋮

その他

- 学校教育法、学校保健安全法・・・
- 自然公園法、旅館業法・・・
- 工業用水道事業法、卸売事業法・・・
- ・・・

【活用例：地方公共団体の場合】
 担当分野の法令等にかかる解釈通知等を容易に参照。

 案件の事務処理や新たな提案検討に際し、通知等を探し出す手間を省力化。